

ボートレース津 BOATRACE地域振興クーポン事業実施要領

1 趣旨

津ボートレース場周辺地域の様々な地場産業支援、ボートレース場と地域との連携促進、ボートレースファンをはじめとした地元住民の消費促進並びにボートレース場の活性化を目的に、地元の店舗で利用可能なBOATRACE地域振興クーポン券（以下、クーポン券）を発行します。

2 クーポン券の概要

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 発行対象者 | 津ボートレース場で舟券等を購入した者等 |
| (2) 配布期間 | 令和8年8月初旬～同年11月30日（予定） |
| (3) 利用期間 | 令和8年8月初旬～同年12月31日 |
| (4) 発行総額 | 1,000万円 |
| (5) 発行内容 | 1,000円券×10,000枚 |

3 クーポン券取扱加盟店舗募集内容

(1) 募集対象店舗

津地域、久居地域の宿泊業・飲食業・食品販売業・小売業・サービス業・観光業・レジャー業などを対象とした店舗とします。

ただし、次の①～⑤に該当する店舗は除きます。

- ① 特定の宗教団体、政治団体と直接関わる営業を行っている店舗
- ② 公序良俗に反する営業を行っている店舗
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項の性風俗関連特殊営業を行っている店舗
- ④ 役員等が暴力団、暴力団員その他の反社会勢力と関係を有している者に該当する店舗
- ⑤ 津ボートレース場に出店している店舗

(2) クーポン券取扱加盟店舗募集期限

令和8年6月26日（金）17時まで（予定）

(3) 提出物

- ① ボートレース地域振興クーポン事業加盟店登録申込用紙
- ② 振込口座確認書

(4) 提出方法

直接又は郵送で津市ボートレース事業部事業推進課へご提出ください。なお、直接ご持参いただく場合において、津ボートレース場が営業していない日について

ては、東門守衛室にお預けください。

※ 郵送される場合の送料は、ご負担お願いいたします。

(5) 提出先

〒514-0815

三重県津市藤方637番地

津市ボートレース事業部事業推進課

E-mail:224-5106@city.tsu.lg.jp

4 精算の方法

(1) 各精算申請期間

令和8年8月15日（予定）～令和9年1月15日の各月15日又は月末。

なお、利用済みクーポン券は利用月の翌月末までに請求してください。

※ 最終の令和9年1月15日を超えて申請した提出物については、原則受け付けられませんのでご注意ください。

(2) 提出物

下記①及び②を揃えて直接又は郵送で津市ボートレース事業部事業推進課へご提出ください。なお、直接ご持参いただく場合は、津ボートレース場が営業していない日については、東門守衛室にお預けください。

① 【加盟店舗用】ボートレース地域振興クーポン事業精算申請用紙

② 店舗名、利用日を記入し押印したクーポン券

※ 郵送される場合の送料は、加盟店舗様のご負担となります。

(3) 支払予定日

各月の精算期間内に提出物（上記①及び②）について、不備なく提出された分については、下記の予定で指定口座へ支払います。

各月15日期限分 → 同月月末

各月月末期限分 → 翌月15日

5 クーポン券利用に当たっての留意事項

(1) クーポン券で利用できないのは次のとおりです。

- ・ 換金性の高いもの

（商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカードなどの購入）

- ・ 土地及び家屋の購入

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項の性風俗関連特殊営業に係るもの

- ・ たばこ事業法第36条1項に規定するたばこの小売販売

- ・国や地方公共団体への支払い
- ・加盟店舗が使用を不可とした商品
- ・その他 販売や提供が法令等に違反するものや事業の趣旨にそぐわないもの
(パチンコなどのギャンブル、事業活動に伴い発生した支払い、宗教活動・政治活動等にかかわるもの、その他、津市が当該事業の趣旨にそぐわないと判断したもの)

(2) クーポン券の現金との交換、譲渡、転売はできません。

6 加盟店舗の遵守事項

- (1) クーポン利用者が利用期間中にクーポン券を持参したときは、クーポン券額面分の物販、サービスの提供を行ってください。またおつりは出さないでください。
- (2) 登録後に津市ボートレース事業部事業推進課から配布された販促物（ステッカー等）を消費者の見やすい場所に掲示してください。
- (3) 利用者から受け取ったクーポン券には、必ず店舗名、利用日を記入し判子を押印してください。漏れがある場合換金できませんのでご注意ください。また、クーポン券中央上側に「BOATRACE津」のロゴマークとマスコットキャラクター「ツッキー」のイラストがあることを必ず確認して受領してください。他ボートレース場のクーポン券は精算処理ができません。
- (4) クーポン券に他店の押印等あるとき及びカラーコピーなどの不正使用の疑いがあるときは、そのクーポン券の受け取りを拒否するとともに、速やかに津市ボートレース事業部事業推進課まで報告してください。
- (5) クーポン券の交換、譲渡、売買、再使用は禁止します。

7 取扱店舗資格の喪失等

本要領に明確に違反する行為が認められた場合は、取扱店舗の登録を取り消し、場合によっては損害金の請求を行うことがあります。

8 損失等について

利用者から受け取ったクーポン券の紛失、盗難及び精算期限切れ等による損失は、取扱店舗の負担とし、津市ボートレース事業部事業推進課はその損失を一切補償いたしませんので、十分ご注意ください。